

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

公立学校職員の勤務時間及び休暇等の改正について（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」等の一部改正による公立学校職員の勤務時間の変更については、平成 21 年 5 月 27 日付け 21 高教政第 253 号で通知したところですが、この度「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（以下「人事委員会規則」という。）及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）」（以下「人事委員長通知」という。）の一部が改正され、平成 22 年 1 月 1 日から施行されます。（人事委員会規則の一部改正については、高知県公報号外第 31 号に登載）

これらの改正の内容は下記及び別紙改正人事委員会規則並びに人事委員長通知のとおりですので、管内教職員に周知し、適正に運用してください。

また、この改正に伴い既に通知した勤務時間、週休日の振替及び休暇等に関する通知及び関連通知については、本通知により改正することとします。なお、主な通知文書については別紙のとおりです。

記

1 週休日の振替等について（人事委員会規則第 3 条第 2 項及び人事委員長通知第 2）

半日勤務時間の割振り変更は、4 時間の勤務時間の割振り変更を原則とするが、1 回の勤務に割り振られている勤務時間が 7 時間 45 分である職員について、2 回の半日勤務時間の割振り変更をもって 1 日の週休日を振り替える場合に限り、3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更を行い、4 時間勤務 1 回と 3 時間 45 分勤務 1 回で 1 日の週休日を振り替えることができるものとする。

2 年次有給休暇について（人事委員会規則第 10 条）

- （1）1 回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の割振り変更が行われた場合にあっては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間）に 1 時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が 1 日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）は、当該勤務時間の時間数を単位として、年次有給休暇を使用することができる。
- （2）年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(3) 時間単位で使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。(短時間勤務職員を除く。)

3 特別休暇(妊娠障害休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、看護休暇、ボランティア休暇)について(人事委員会規則第12条)

(1) これらの休暇(以下「特定休暇」という。)の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(2) 時間単位で使用した特定休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。(短時間勤務職員を除く。)

4 組合休暇について(人事委員会規則第17条)

上記3と同じ。

関係通知の主な改正点について

- 1 「夏期の服務について」(昭和 36 年 7 月 20 日 36 人第 300 号総務部長通知)
夏期休暇の使用について、半日単位の運用を廃止するとともに、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 4 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができることとするもの。
- 2 「配偶者の出産休暇について」(昭和 52 年 4 月 1 日 52 教総第 9 号教育長通知)
 - (1) 休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができることとするもの。
 - (2) 時間単位で使用した休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とするもの。(短時間勤務職員を除く。)
- 3 「職員の結婚休暇について」(昭和 53 年 4 月 1 日 53 教総第 30 号教育長通知)
全日数を連続してとる場合については、曜日を問わない半日(休憩時間の前後の勤務時間の差が 30 分を超える職員にあっては、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間) 2 回を合せた 1 組に限り 1 日として数え、実質 7 日間を認めていた運用を廃止するもの。
- 4 「完全学校週 5 日制の実施について」(平成 14 年 3 月 22 日 13 高教職第 874 号教育長通知)
1 日の勤務時間が 7 時間 45 分となることに伴い、字句の整理を行うもの。
また、半日勤務時間の割振り変更は、4 時間の勤務時間の割振り変更を原則とするが、1 回の勤務に割り振られている勤務時間が 7 時間 45 分である職員について、2 回の半日勤務時間の割振り変更をもって 1 日の週休日を振り替える場合に限り、3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更を行い、4 時間勤務 1 回と 3 時間 45 分勤務 1 回で 1 日の週休日を振り替えることができるものとするもの。
- 5 「年次有給休暇、介護休暇等について」(平成 6 年 12 月 21 日 6 教高第 1131 号教育長通知)
1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分となることに伴い、字句の整理を行うもの。
- 6 「妊婦の通勤緩和休暇等の取扱いについて」(平成 8 年 4 月 1 日 8 教高第 19 号教育長通知)
年次有給休暇について、国家公務員の年次休暇の運用に準ずる場合は半日取得を認めていた運用を廃止することに伴い、字句の整理を行うもの。
- 7 「職員のボランティア休暇について」(平成 12 年 12 月 11 日 12 教職第 429 号教育長通知)
上記 2 の内容に改正するもの。

- 8 「週休日の振替等に係る様式の変更について」(平成 19 年 6 月 6 日 19 高教政第 315 号教育長通知)

上記 4 の内容に改正するもの。

- 9 「週休日の振替等の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 17 日 19 高教政第 1553 号教育長通知)

上記 4 の内容に改正するもの。

- 10 男性職員の育児参加休暇等について(平成 17 年 3 月 25 日 16 高教職第 1422 号教育長通知)

上記 2 の内容に改正するもの。

- 11 職員の育児短時間勤務制度について(平成 21 年 3 月 4 日 20 高教政第 1557 号教育長通知)

育児短時間勤務について、勤務時間改正後の勤務形態が次のとおりとなることに伴い、字句の整理を行うもの。

- ① 4 時間勤務を週 5 日(週 20 時間勤務)勤務する職員は、3 時間 55 分勤務を週 5 日(週 19 時間 35 分勤務)とする。
- ② 5 時間勤務を週 5 日(週 25 時間勤務)勤務する職員は、4 時間 55 分勤務を週 5 日(週 24 時間 35 分勤務)とする。
- ③ 8 時間勤務を週 3 日(週 24 時間勤務)勤務する職員は、7 時間 45 分勤務を週 3 日(週 23 時間 15 分勤務)とする。
- ④ 8 時間勤務を週 2 日、4 時間勤務を週 1 日(週 20 時間勤務)勤務する職員は、7 時間 45 分勤務を週 2 日、3 時間 55 分勤務を週 1 日(週 19 時間 25 分勤務)とする。

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第2 週休日の振替等関係 1 <u>規則第3条第2項の人事委員会が別に定める場合は、1回の勤務に割り振られている勤務時間が7時間45分である職員について、2回の同条第3項に規定する半日勤務時間の割振り変更（第2において「半日勤務時間の割振り変更」という。）をもって1日の週休日を振り替える場合とする。</u> 2 <u>一の週休日について、規則第3条第3項に規定する週休日の振替（第2において「週休日の振替」という。）及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。</u> 3～8 略 第6 特別休暇関係 1～6 略 7 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項若しくは18の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（7において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第4の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。7において「該当日」という。）における<u>規則第12条第3項に規定する特定休暇</u>（7において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に 応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において7の規定を適用した場合に得られる	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第2 週休日の振替等関係 1 一の週休日について、規則第3条第3項に規定する週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。 2～7. 略 第6 特別休暇関係 1～6 略 7 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項若しくは18の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（7において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第4の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。7において「該当日」という。）における<u>規則第12条第1項の表9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇</u>（7において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に 応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において

日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について7の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1) 略

(2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において規則第12条第5項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た時間数とし、当該時間数が0を下回るときは0とする。） 8 略

8 略

7の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について7の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1) 略

(2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において同条第4項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た時間数とし、当該時間数が0を下回るときは0とする。）

8 略

人事委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第49号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出しを「（船員）」に改め、同条中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

第3条第2項中「4時間（」を「4時間（人事委員会が別に定める場合にあっては3時間45分、」に、「、4時間を」を「3時間45分を」に、「4時間30分」を「4時間」に改め、同条第3項中「以下この条において同じ。）を」を「以下同じ。）を」に改める。

第6条第2項中「正規の勤務時間」を「正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 条例第13条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の割り振り変更が行われた場合にあっては、当該半日勤務時間の割り振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）

当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

第12条第2項中「4時間」を「3時間55分」に、「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項各号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の表の9の項、13の項、14の

項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第18条第3項ただし書の人事委員会規則で定める場合は組合休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときとし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該残日数とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） <u>（船員）</u> 第1条の2 条例第3条第6項の人事委員会規則で定める職員は、産業教育実習船士佐海援丸に勤務する職員で、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、一等機関士又は二等機関士の職にあるものとする。 （週休日の振替等） 第3条 略 2 条例第6条の人事委員会規則で定める勤務時間は、<u>4時間（人事委員会が別に定める場合にあっては3時間45分、条例第3条第5項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員にあっては3時間45分を下回らず4時間を超えない時間。以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。</u> 3 任命権者は、週休日の振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。<u>以下同じ。）</u>を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（第5条第2項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。第9条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 4 略	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） <u>（人事委員会規則で定める職員）</u> 第1条の2 条例第3条第4項の人事委員会規則で定める職員は、産業教育実習船士佐海援丸に勤務する職員で、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、一等機関士又は二等機関士の職にあるものとする。 （週休日の振替等） 第3条 略 2 条例第6条の人事委員会規則で定める勤務時間は、<u>4時間（条例第3条第5項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員にあっては、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間。以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。</u> 3 任命権者は、週休日の振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。<u>以下この条において同じ。）</u>を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（第5条第2項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。第9条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 4 略

(宿日直勤務)

第6条 略

2 任命権者は、休日（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が指定する日の正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第10条 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）155時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては条例第3条第2項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数を、再任用短時間勤務職員等にあつては条例第3条第3項又は第4項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

2～7 略

8 条例第13条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該各号に掲げる単位とする。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われ

(宿日直勤務)

第6条 略

2 任命権者は、休日（条例第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第10条 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）160時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては条例第3条第2項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数を、再任用短時間勤務職員等にあつては条例第3条第3項又は第4項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

2～7 略

た後の勤務時間。以下この号において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。） 当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

9・10 略

11 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2)・(3) 略

12 略

(特別休暇)

第12条 略

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が3時間55分以下の場合又は3時間55分を超え7時間45分未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

8・9 略

10 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2)・(3) 略

11 略

(特別休暇)

第12条 略

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が4時間以下の場合又は4時間を超え8時間未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

3 1日を単位とする第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務し

5 1時間を単位として与えられた特定休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分）
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分）

（組合休暇）

第17条

2 条例第18条第3項ただし書の人事委員会規則で定める場合は組合休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときとし、同項ただし書の人事委員会規則で定める単位は当該残日数とする。

3 略

4 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2)・(3) 略

5 略

ないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として与えられた第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）

（組合休暇）

第17条

2 略

3 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2)・(3) 略

4 略